

令和6年度に発生した流木の搬出に関する公募実施要領

令和6年10月30日
農政水産部水産局漁業管理課
県土整備部河川課
県土整備部港湾課

(目的)

第1条 この要領は、令和6年度に県が管理する海岸、漁港、港湾及びダムに漂着した流木について、公募による無償提供を行うことに関し必要な事項を定めることにより、もって資源の有効活用と処分に要する経費の縮減を図ることを目的とする。

(公募対象の流木)

第2条 公募の対象となる流木は、令和6年度に発生し、県が管理する海岸、漁港、港湾及びダムに漂着した流木とする。

(流木搬出申込者の資格等)

第3条 流木の搬出の申し込みを行う者（以下「流木搬出申込者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (5) 流木搬出申込日の前2年以内に、法令違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる活動としないこと。
- (7) 次に掲げる法人等でないこと。

ア 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等

イ 役員又は構成員等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれている法人等

(流木搬出申込者の公募)

第4条 各土木事務所長及び各港湾事務所長（以下「所長」という。）は、公募の対象とな

る流木がある場合は、公募依頼書（別記様式第1号）により、関係課長（河川課長、港湾課長及び漁業管理課長をいう。以下同じ。）に流木搬出申込者の公募手続を依頼するものとする。

- 2 関係課長は、前項の規定による依頼後に、直ちに次に掲げる各号を明示し、公告（県庁ホームページへの掲載並びに各土木事務所及び各港湾事務所（以下「土木事務所等」という。）の掲示板への掲示をいう。）を行って流木搬出申込者を公募するものとする。
 - (1) 公募対象流木位置等平面図及び公募対象流木一覧表
 - (2) 流木搬出申込書の提出先、提出期限等
 - (3) 保管場所、流木の数量及び搬出期間
 - (4) その他関係課長が必要と認める事項（最低搬出量等）

（流木搬出申込手続）

第5条 所長は、流木搬出申込者に、流木搬出申込書（別記様式第2号）及び搬出計画書（別記様式第3号）を公募箇所ごとに作成させ、提出させるものとする。

- 2 流木搬出申込書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 県税に未納がないことの証明（ただし、納税義務の発生しない任意団体等は除く。原則として申込を行う日から起算して3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (2) 暴力団、暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記様式第4号）

（流木搬出者の選定基準）

第6条 流木を搬出する者（以下「流木搬出者」という。）の選定は、流木の保管場所を管轄する土木事務所等に設置される選定委員会を開催し、流木搬出者が適正と認められる場合、選定するものとする。

なお、選定委員会の会議は非公開とする。

- 2 所長は、一つの公募箇所において複数の応募があった場合、次に掲げる表の審査項目について、項目ごとに採点を行い、総合点の高い者を選定する。

なお、流木を速やかに搬出する必要がある場合には、複数者を選定できるものとする。

	審査項目	評価内容	配点 (満点)
①	履行の確実性	類似事例の実績、搬出能力等	60
②	搬出する流木の数量	公募した数量に対する搬出希望数量の割合	20
③	供給先	県内需要への供給	20
	合 計		100

- 3 流木搬出申込の内容の審査に当たって不明な点が生じた場合は、必要に応じて流木搬出申込者へのヒアリングを実施するものとする。
- 4 所長は、流木搬出者を選定後、流木の搬出を行うまでの間に、流木搬出者に事故のあるときは、選定されなかった流木搬出申込者の中から新たに選定することができるものとする。

5 流木搬出申込者が、次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外するものとする。

- (1) 流木搬出申込書等の記載内容に虚偽があったとき
- (2) 流木搬出申込手続等に関して不正な行為があったとき

6 所長は、流木搬出者が、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、選定を取り消すことができるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 所長は、流木搬出者には別記様式第5号により、これ以外の者には別記様式第6号により、審査の結果を通知するものとする。

(流木搬出の期間の延伸)

第8条 所長は、特別の理由がある場合、公募の際に定めた流木搬出者が流木を搬出する期間を延伸することができる。

(流木搬出の条件)

第9条 流木の搬出については、流木搬出者には、関係法令の規定及び次に掲げる各号を遵守させるものとする。

- (1) 搬出した流木は、木質バイオマス燃料又は畜産・農業資材等として利用すること。
- (2) 流木搬出者の責任において、選別、積込み、搬出までの一連の作業を行うこと。
- (3) 搬出した流木が不要となった場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）に基づき適正に処分すること。
- (4) 搬出した流木は、流木搬出者が管理、有効活用を図ることとし、搬出した流木の第三者への販売、転売又は譲渡は行わないこと。
- (5) 流木を保管場所から搬出する際、作業員の安全確保対策及び場内の散乱防止対策を講じること。
- (6) 流木の搬出に起因する事故で公共施設等を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。また、流木の搬出に起因する事故で第三者に損害等を与えた場合は、流木搬出者がその解決にあたり、第三者への加害に対する損害賠償等について責任を持って処理すること。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和6年10月30日から施行する。

別記
様式第 1 号（第 4 条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

〔 漁 業 管 理 課 長
河 川 課 長
港 湾 課 長 〕 殿

〇〇〇〇事務所長

流木搬出申込者公募依頼書

下記のとおり流木搬出申込者を公募してください。

記

海岸、漁港、港湾又は ダム の 名 称	
保管場所の住所	
流木の数量	m³
搬出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
担当者職・氏名	

様式第2号（第5条関係）

流 木 搬 出 申 込 書

令和 年 月 日

宮崎県〇〇〇〇事務所長 殿

申込者 法人等の所在地
法人等の名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 希望する場所
海岸、漁港、港湾又はダム of 名称
- 2 搬出計画
別添搬出計画書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 誓約書（別記様式第4号）
 - (2) 県税に未納がないことの証明（法人の場合）
 - (3) 団体の概要、構成及び活動内容が分かる書類
- 4 担当者氏名及び連絡先
担当者氏名
電話番号
電子メールアドレス

記入にあたっての注意事項等

- ※1 申込者が複数で、本様式を共同で提出する場合は、代表者のみ本様式に記載し、他の者については別紙に記載すること。
- ※2 複数の搬出場所を希望する場合であっても、本様式1枚につき1搬出場所とすること。

別紙（共同申請時の代表者以外の者に係る一覧表）

[illegible]

様式第 3 号（第 5 条関係）

搬 出 計 画 書

法人等の名称※ ¹	
利用用途 ※該当する用途にチェックを入れ、括弧内にその内容を具体的に記入すること。	☐ エネルギー燃料（ ） ☐ 畜産・農業資材（ ） ☐ その他（ ）
供給・利用先 ※該当する地域にチェックを入れ、括弧内に都道府県名又は市町村名を記入すること。	☐ 宮崎県内（ ） ☐ 宮崎県外（ ） ☐ 一部宮崎県内（ ）
搬出希望時期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
搬出を希望する流木の数量	m ³
流木の運搬方法及び経路※ ² （ストックヤードへの経路）	運搬方法： 経路：別添のとおり
確保できる積込機械及び運搬車両等の台数	
ストックヤードの容量	
備 考	

※ 1 複数者で申し込みを行っている場合には、「法人等の名称」については、グループの代表者に係る分のみを記載し、他の欄については、グループ全体に係る分について記載すること。

※ 2 搬出する流木の運搬経路については、適当な縮尺の地図に経路を明示したものを添付すること。

令和 年 月 日

宮崎県〇〇〇〇事務所長 殿

代表者の住所
ふりがな
氏 名

誓 約 書

私は、令和6年度に発生した流木の搬出を申し込むに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

☐ 私は、搬出計画書に従って搬出を行い、また、県から求められた場合は、供給、利用先及び数量が確認できる書類を提出いたします。

文 書 番 号
令和 年 月 日

法人等の名称
代表者氏名 殿

宮崎県〇〇〇〇事務所長

流木搬出申込の審査結果について（通知）

令和 年 月 日付け流木搬出申込書にて御応募いただきました〇〇海岸（漁港、港湾又はダム）の流木の搬出については、あなた様が流木搬出者に選定されましたのでお知らせします。

つきましては、下記のとおり流木の搬出に係る打ち合わせを行いますので、御出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日時
令和 年 月 日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場所
〇〇〇〇事務所 会議室
- 3 問合せ先
宮崎県〇〇〇〇事務所 〇〇担当 〇〇
電 話

（文書取扱 〇〇課）

文書番号
令和 年 月 日

法人等の名称
代表者氏名 殿

宮崎県〇〇〇〇事務所長

流木搬出申込の審査結果について（通知）

令和 年 月 日付け流木搬出申込書にて御応募いただきました〇〇海岸（漁港、港湾又はダム）の流木の搬出について、あなたは流木搬出者に選定されませんでしたのでお知らせします。

（文書取扱 〇〇課）